

令和2年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）及び受託者が締結する契約「令和2年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務」に関する事項について定める。

1 目的

本事業は、委託者の取組である①「チャレンジ省資源宣言」について、取組に参加する事業者（以下「宣言事業者」という。）とともに域内住民等に対し、広く周知することでワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等を推進すること②「廃棄物の適正処理」について、域内事業者及び域内住民等に対し、広く周知することで「廃棄物の適正処理」を推進することを目的とする。

2 事業の対象

域内住民、域内事業者及び「チャレンジ省資源宣言」の宣言事業者等

※連携する宣言事業者（予定）

- ・製造部門 約20社
- ・小売部門 約15社
- ・外食部門 約5社

3 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日(金)まで

4 事業概要

「チャレンジ省資源宣言」及び「廃棄物の適正処理」の普及啓発を図るため、主に以下の事業を実施する。メインターゲットについては、事業目的を踏まえ効果的な形で設定すること。また、SNS等を有効に活用したPR活動を実施する。

(1) 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施

ア 実施内容

応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトから応募した方を対象に、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを実施する。応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトには、宣言事業者が実施するワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の取組事例等を掲載し、域内住民の意識向上を図る。

イ 実施期間

令和2年10月1日(木)から令和2年11月30日(月)まで

ウ 周知方法

(ア) 応募はがき付きリーフレットの小売店・飲食店等への配架

(イ) キャンペーン応募Webサイトの制作

(2) 通年利用できるポスターの作成・配布

ア 実施内容

「チャレンジ省資源宣言」の認知度向上とワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の普及啓発に向け、通年利用できるポスターを作成し、指定場所へ配布する。

イ 指定場所への配布

(ア) 配布期限は令和2年10月1日(木)までとする。

(イ) 配布場所は、宣言事業者の希望する各店舗・部署及び委託者の指示する九都県市域内公共施設とする。

(3) 公共スペース等での広告掲出

①「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告及び②PCB廃棄物の期限内処理の周知に向けた広告を作成・実施する。

ア 駅への広告掲示

(ア) 掲示期間は①、②ともに令和2年10月のうちの2週間程度とする。

(イ) 掲示場所はJR東日本主要16駅(新宿、池袋、上野、東京、品川、さいたま新都心、大宮、千葉、西船橋、柏、横浜、八王子、橋本、相模原、大船、川崎)とする。

イ 電車内広告掲出

(ア) 掲示期間は、①については、令和2年10月のうちの2週間程度とする。②については、10月のうち1週間程度とする。

(イ) 掲出場所は、JR車両内広告掲出(まど上広告)3路線(京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車)とする。

ウ Yahooへの広告掲出

(ア) 広告掲出期間は令和2年11月までのうち1か月程度とする。ただし、(エ)については、10月から11月までのうち1か月程度とする。

(イ) ディスプレイ広告(YDN)の活用

(ウ) 広告バナーから九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会WEBサイト内PCBページへ誘導

(エ) 広告バナーから九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会WEBサイト内「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンページへの誘導

5 業務内容

上記の内容を十分に踏まえ、委託者の指示に基づき、以下の業務を行う。なお、リーフレット等の啓発物の作成予定数については概数(目安)であり、最終的な数量等については委託者の指示に基づき作成するものとする。

(1) 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施に関すること

ア プレゼントキャンペーン応募はがき付きリーフレットの作成・配布

(ア) 作成予定部数

100,000部

(イ) 仕様

- ・カラー両面刷り A 5 判 8 ページ程度（じゃばら折り）
- ・グリーン購入法基本方針 2 2 - 2 「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者との協議の上、決定すること。
- ・九都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとする。
- ・各宣言事業者の取組を紹介する内容とし、応募はがき（料金発信者払い）付きとする。なお、応募はがきの裏面にはアンケート等を掲載する。
- ・キャンペーン応募 Web サイトに導く工夫を施す（2次元コード等）。
- ・印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

(ウ) 配布先

- ・宣言事業者の希望する各店舗・部署
- ・委託者の指示する九都県市域内公共施設

※約 300 か所程度を想定

※「5（2）通年利用できるポスターの作成・配布」に記載するポスターと一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

(エ) 配布期限

令和 2 年 10 月 1 日（木）

※ 詳細は委託者受託者協議の上決定する。

イ プレゼントキャンペーン応募 Web サイトの作成・広報

- ・キャンペーン応募 Web サイトの作成・広報にあたっては、特にスマートフォンからの応募数拡大を狙い、デザインや仕様を設定すること。
- ・効果的な周知が望めるようなサイトからリンクされるよう配慮するなど、より一層の工夫を施すこと。
- ・チャレンジ省資源宣言 Web サイトへのリンクを挿入するなど、通年事業の広報にも努めること。
- ・Web サイトの製作にあたっては、委託者が Web サイトの保守業務を委託している事業者により形式や注意事項等を予め確認し、よく調整したうえで取り掛かること。

※チャレンジ省資源宣言 Web サイトは、令和 2 年 9 月 18 日（金）にリリース予定

※参考：容器包装ダイエツト宣言（旧事業） Web サイト（URL：<https://www.diet-youki.jp>）
：容器包装ダイエツト宣言平成 31 キャンペーン応募サイト（URL：https://www.diet-youki.jp/diet_campaign2019/）

- ・委託者が運営する Web サイトの仕様に合わせ、それぞれのページやサイト内の回遊性を高めること。いずれも、アクセシビリティ基準（JIS X 8341-3:2016 の達成等級 AA）に準拠すること。
- ・DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。
- ・Web サイトには下記のコンテンツを含むこととし、応募数増加を狙い効果的な広報を行うこと。
 - ◇プレゼントキャンペーンの告知
 - ◇キャンペーン応募フォーム（応募者アンケートを含む）
 - ◇宣言事業者の取組内容紹介
 - ◇チャレンジ省資源宣言

- ◇各宣言事業者の宣言ページへのリンク
- ◇プレゼントキャンペーン用のバナー作成
- ◇「Google アナリティクス」等のアクセス解析ツール設置※保守業務受託事業者と事前に調整すること。

ウ アンケートの集計、分析、結果報告

「5（5）事業報告書の作成」に記載する事業報告書の作成とあわせて、アンケートの集計、分析を行う。特に、自由意見欄に記載された内容については、委託者及び宣言事業者の今後の参考資料として汎用的に取り扱えるように、意見の集約、結果の分析（意見のジャンル分けなど）を綿密に行った上で簡素な資料となるように作成すること。なお、アンケート全体の結果についても別添として付すこと。

エ プレゼントキャンペーンに係るプレゼント品の管理・発送等

- ・委託者提供分のプレゼントの購入及び管理
 - ※プレゼントは可能な限り本事業の目的に沿ったものにする。
 - ※参考：容器包装ダイエツトキャンペーン平成31年度実績：「容器削減ボックスセーバー」3名様分
- ・宣言事業者（製造部門）から提供されるプレゼント（15種程度×10セット）の引受け及び管理
- ・当選者の選定及びプレゼントの送付

（2）通年利用できるポスターの作成・配布に関すること

「チャレンジ省資源宣言」の認知度向上及びワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の普及啓発に向け、通年利用できるポスターを作成し、指定場所への配布を行う。

ア 作成予定数

- ・縦A2判（作成予定数1,500部）
- ・縦A3判（作成予定数1,500部）

イ 仕様

- ・カラー片面刷り
- ・グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。
- ・各都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとする。
- ・チャレンジ省資源宣言Webサイトに導く工夫を施す（2次元コード等）。
- ・チャレンジ省資源宣言ロゴを掲載する。
- ・宣言事業者の企業ロゴ（使用許可確認は委託者が行う）を掲載する。
- ・簡易な梱包で送付できるよう、一部ずつ四つ折りまたは八つ折りの状態にすること。
- ・印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

ウ 配布先

- ・宣言事業者の希望する各店舗・部署
- ・委託者の指示する九都県市域内公共施設

※約 300 か所程度を想定

※応募はがき付きリーフレットと一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

エ 配布期限

令和元2年10月1日（木）

※詳細は委託者受託者協議の上決定する。

(3) 公共スペース等での広告掲出に関すること

①「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告②「廃棄物の適正処理」の意識向上及びPCB廃棄物の期限内処理の周知に向けた広告を作成・実施する。

ア 駅への広告掲出

ポスターを作成し、駅での広告掲出を行うこと。

(ア) 掲出期間

①、②ともに令和2年10月のうちの2週間程度

(イ) 掲出場所

JR東日本主要16駅（新宿、池袋、上野、東京、品川、さいたま新都心、大宮、千葉、西船橋、柏、横浜、八王子、橋本、相模原、大船、川崎）

(ウ) 内容

- ・「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告・・・1種類
- ・PCB廃棄物の期限内処理の周知に向けた広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1種類

(エ) 作成予定数

上記掲出場所に必要な枚数を作成すること。

(オ) 仕様

- ・カラー片面刷り
- ・グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。
- ・②については、例として、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）Webサイト、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会Webサイト等から情報を取得し、作成するものとする。
- ・印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

イ 電車内広告掲出

ポスターを作成し、電車内での広告掲出を行うこと。

(ア) 掲出期間

①については、令和2年10月のうちの2週間程度とする。②については、10月のうち1週間程度とする。

(イ) 掲出場所

JR車内広告掲出（まど上広告）及び3路線（京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車）

(ウ) 掲出内容

- ・「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告・・・1種類

- ・PCB廃棄物の期限内処理の周知に向けた広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1種類

(エ) 作成予定数

上記掲出場所に必要な枚数を作成すること。

(オ) 仕様

- ・カラー片面刷り
- ・グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。
- ・PCB廃棄物の期限内処理の周知に向けた広告については、例として、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）Webサイト、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会Webサイト等から情報を取得し、作成するものとする。
- ・印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

ウ Yahooへの広告掲出

(ア) 掲出期間

令和2年11月までのうちの1か月程度。ただし、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会WEBサイト内「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンページへの誘導については、10月から11月までのうち1か月程度とする。

※ 詳細は委託者と受託者協議の上決定する。

(イ) 内容

広告バナーを作成してディスプレイ広告（YDN）を活用し、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会WEBサイト内PCBページへの誘導（上限6,000クリック程度）及び九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会WEBサイト内「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンページへの誘導（上限6,000クリック程度）すること。また、作成した広告バナーの電子データをDVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

(4) その他、各種広報活動に関すること

効果的で訴求力の高い広報手段を企画提案し実施すること。SNS等も有効に活用したPR活動を実施する。

※ 詳細は委託者と受託者協議の上決定する。

(5) 事業報告書の作成に関すること

事業終了後、本事業の実施結果に係るデータを収集分析の上報告書に取りまとめ、下記のとおり紙媒体及び電子媒体にて、契約完了日までに委託者に送付すること。また、報告書の原案については、令和2年12月25日（金）までに電子データにより委託者に送付すること。

ア 全体事業報告書 A4判 約55部(目安)

イ 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(全体の結果)

A4判 約55部(目安)

ウ 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(意見のジャンル分け・結果の分析等を行ったもの) A4判 約55部(目安)

エ 上記「ア～ウ」の電子媒体記録物 1セット

オ その他関係資料 1式

※イ及びウについては、「チャレンジ省資源宣言」宣言事業者宛に送付すること。その際には、委託者が作成のするお礼状を同封すること。お礼状については、電子データにより委託者から受託者に提供する。

6 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。
- (2) 円滑に本事業を進めるため、委託者を始め連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (3) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。
また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (4) 委託者から依頼があった時は、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。
また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。
- (5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならない。
- (6) Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等の権利は委託者に譲渡すること。
- (7) 本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
- (8) 本調査で知り得た個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従うこと。
- (9) 九都県市域内に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に支障をきたす場合には、相手方にその旨を書面により通知し両者協議の上で、契約内容の見直し等必要な措置をとること。

7 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

8 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2558

FAX：044-200-3923

E-mail：30haise@city.kawasaki.jp

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 発注者との間でこの契約を締結し、受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規程の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、情報セキュリティに関する法令のほか、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）、川崎市情報セキュリティ基準、関連する実施手順など、発注者が定める条例、規程その他の関連規程を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報保護条例に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、個人情報保護条例にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約にかかわるすべての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したのものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物のすべてについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金、または受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講

じなければならぬ。